

三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成23年10月31日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画について
- 議第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第 3号 事業計画変更承認申請について
- 議第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議第 6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて
- 議第 7号 農地の競売（買受）適格者証明願いについて

報告事項

- 報第 1号 第2調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 農政対策部会の結果結果報告について
- 報第 3号 あっせん譲受等候補者名簿の登載について
- 報第 4号 基盤強化法の解約通知について
- 報第 5号 使用貸借の解約通知について
- 報第 6号 農地潰廃通報について
- 報第 7号 作付変更について
- 報第 8号 農地法第3条の3第1項の届出について

その他

出席委員 33名

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 齊藤 信一 委員 | 2番 小林 六一 委員 |
| 3番 村井 善一郎 委員 | 4番 大桃 惣一郎 委員 |
| 5番 佐藤 満 委員 | 6番 金子 良助 委員 |
| 7番 鶴巻 純一 委員 | 8番 刈屋 一夫 委員 |
| 10番 坂井 和弘 委員 | 11番 藤田 吉則 委員 |
| 12番 大橋 正臣 委員 | 13番 山ノ内 正 委員 |
| 14番 川勝 勳 委員 | 15番 金子 純一 委員 |
| 16番 大竹 一雄 委員 | 17番 野水 敏秋 委員 |

18番	高山	博	委員	20番	森山	昭	委員
21番	西	光明	委員	22番	野崎	文夫	委員
23番	大竹	正信	委員	24番	小師	勉	委員
25番	五十嵐	俊雄	委員	26番	鶴巻	俊樹	委員
27番	武石	栄二	委員	28番	安達	英作	委員
29番	村山	佐喜雄	委員	30番	佐々木	包茂	委員
31番	長谷川	清一	委員	32番	清水	栄	委員
33番	熊倉	睦	委員	34番	神子島	巖	委員
35番	佐藤	裕雄	委員				

欠席委員 1名

19番 安達 宰 委員

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	金子 正 敏
事務局 次 長	石 崎 亮
経営基盤係副参事	麦 倉 政 勝
農地係副参事	竹 石 正 弘

午前9時30分 開会及び開議

議長（大桃会長）

それでは、ただいまから定例会を開催いたします。出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員34名、欠員1名、出席33名、欠席1名で会議が成立いたします。

なお、議事録の署名につきましては、定めにより私から指名いたします。17番、野水委員、35番、佐藤委員、両名を指名いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（大桃会長）

それでは、早速議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（金子事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、5ページにありますように、新規設定4件、3万831㎡、再設定20件、10万5,821.37㎡、所有権移転が5件、1万2,663㎡であります。合計では29件、14万9,315.37㎡であります。

戻りまして、1ページをご覧願います。議案中の63番は、牛ヶ島の農地4筆、3,991㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は10アール当たり約225万円であります。

64番は、原の農地2筆、3,058㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10アール当たり約39万円であります。

65番は、長野の農地1筆、2,783㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10アール当たり25万円であります。

66番は、長野の農地1筆、336㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10アール当たり約9万円であります。

67番は、長野の農地1筆、2,495㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10アール当たり25万円であります。

68番は、吉田ほかの農地4筆、8,757㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

69番は、井栗ほかの農地9筆、1万694㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

70番は、柳葉新田の農地4筆、1,982㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

71番は、川通中町の農地1筆、9,398㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

次の72番から5ページの91番までの20件は、再設定でありますので、省略させていただきます。

なお、いずれも書類確認及び経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果報告を願います。

第2調査部会長さんは、西代理の隣に着席願います。

第2調査部会長（31番長谷川清一委員）

それでは、第2調査部会の調査結果についてをご報告いたします。

第2調査部会では、10月25日午前9時から厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と大桃会長、西会長代理出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前11時15分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画について』は、新規設定4件、再設定20件、所有権移転5件、合計件数29件、面積にして14万9,315.37㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、いずれも経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりに決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（大桃会長）

続きまして、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。

なお、22番、野崎委員は農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく議事参与の制限により本議案の終了まで退席を願います。

（午前9時45分 22番野崎文夫委員退席）

議長（大桃会長）

事務局、説明願います。

事務局（金子事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、8ページにありますように11件の申請で、合計5万3,184㎡であります。

それでは、戻りまして6ページの33番から順にご説明申し上げます。

議案中の33番は、大宮新田地内の農地3筆、2,897㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり約250万円であります。

34番は、大宮新田地内の農地1筆、1,127㎡を譲り受け人が農業経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり約250万円であります。

35番は、大宮新田地内の農地1筆、2,023㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり約200万円であります。

36番は、吉田地内の農地1筆、42㎡を譲り受け人が経営の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり約510万円であります。

37番は、吉田地内の農地1筆、69㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり約510万円であります。

38番は、吉田地内の農地5筆、557㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり約80万円であります。

39番は、中曽根新田地内の農地1筆、1,629㎡を譲り受け人が農業経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり100万円であります。

40番は、中曽根新田地内ほかの農地3筆、9,214㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり100万円であります。

41番は、曲渕3丁目地内の農地1筆、991㎡を譲り渡し人が経営規模の若返りを図るため、同一世帯内贈与するものであります。

42番は、上保内地内の農地47筆、1万9,997㎡を経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者が20年間使用貸借権を設定するものであります。

43番は、大島地内ほかの農地20筆、1万4,638㎡を経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者が20年間使用貸借権を設定するものであります。

以上、11件が今月申請分であります。

なお、いずれも書類及び現地確認、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離、下限面積を超えていることなどから、許可要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第2調査部会長（31番長谷川清一委員）

議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』は、売買によるもの8件、贈与によるもの1件、使用貸借によるもの2件、合計件数11件、面積にして5万3,184㎡で、現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、いずれも譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、通作距離、下限面積などの許可

要件をすべて満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりに決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

（午前9時52分 22番野崎文夫委員着席）

議長（大桃会長）

続きまして、議第3号『事業計画変更承認申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（金子事務局長）

それでは、議第3号『事業計画変更承認申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、10ページにありますように6件、1万3,128㎡であります。

戻りまして、9ページをご覧ください。

議案中の12番は、福島新田地内の土地3筆、1,938㎡について、賃借権の設定により、変更目的を農産物直売所1棟及び駐車場26台分として利用したいものです。場所につきましては、国道8号線セブンイレブン中越栄善久寺店南側付近で、農地区分は第3種農地に該当しております。

13番は、柳川新田地内の土地5筆、6,064㎡について、当初事務所、倉庫建築敷地等として計画しましたが、その後隣接地の譲り受けが可能になり、本社もあわせて移転、一体利用することとし、事業計画変更したいものであります。場所につきましては、JAにいがた南蒲三条車輛センター北側付近で、農地区分は第2種農地に該当しております。

14番は、柳川新田地内の土地1筆、1,966㎡について、売買により取得し、変更目的を貸倉庫1棟、駐車場及び通路敷地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万円であります。場所につきましては、景雲工業団地南側付近で、農地区分は第3種農地に該当しております。

15番は、北野新田地内の土地2筆、1,768㎡について、売買により取得し、変更目的を貸倉庫1棟と駐車場6台分敷地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約6,500円あります。場所につきましては、集落内の天満宮付近で、農

地区分は第1種農地に該当しております。

16番は、嘉坪川1丁目地内の土地1筆、645㎡について、売買により取得し、変更目的を住宅1棟、駐車場4台分敷地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約4万4,000円であります。場所につきましては、第2中学校北側付近で、農地区分は第3種農地に該当しております。

17番は、福島新田地内の土地2筆、747㎡について、当初国道8号線拡幅に伴う工場移転用地として取得しましたが、その後拡幅事業が進まず、また経済状況の悪化により工場移転が困難になったため、事業計画変更し、関連商品の薪ストーブのショールーム及び駐車場6台分として利用したいものです。場所につきましては、国道8号線セブンイレブン中越栄善久寺店南側付近で、農地区分は第3種農地に該当しております。

なお、いずれも書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第2調査部会長（31番長谷川清一委員）

議第3号『事業計画変更承認申請について』は、件数にして6件、面積にして1万3,128㎡で、12番、13番、14番、15番の現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりを決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（大桃会長）

続きまして、議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（金子事務局長）

それでは、議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、11ページに記載してありますように1件の申請で、合計113㎡であります。

議案中の11番は、戸口地内の農地1筆、113㎡を車庫、物置1棟建築敷地に利用したいものです。場所につきましては、戸口集会所西側付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

なお、書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第2調査部会長（31番長谷川清一委員）

議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』は、件数にして1件、面積にして113㎡で、書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、許可相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりを決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については、県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（大桃会長）

続きまして、議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（金子事務局長）

それでは、議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、14ページに記載してありますように11件の申請で、合計1万1,951㎡であります。

それでは、戻りまして12ページの47番から順にご説明いたします。

議案中の47番、48番、49番、50番は、先ほどの事業計画変更承認申請後の農地法第5条の許可申請でありますので、説明を省略させていただきます。

51番は、柳川新田地内の農地2筆、2,022㎡を売買により取得し、本社事務所、倉庫1棟及び駐車場64台分敷地に利用したいものであります。土地の売買価格は、1㎡当たり約4,000円であります。場所につきましては、JAにいがた南蒲三条車輛センター北側付近で、農地区分は第2種農地に該当しております。

52番は、月岡4丁目地内の農地1筆、1,303㎡を売買により取得し、貸資材置場に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約8,000円であります。場所につきましては、月岡公民館南側付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

53番は、月岡2丁目地内ほかの農地7筆、1,303㎡を売買により取得し、貸資材置場に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約9,000円あります。場所につきましては、市営月岡百刈住宅南側付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

54番は、東新保地内の1筆、100㎡を賃借権の設定により携帯基地局建設仮設ヤードとして、許可日から平成24年1月31日までの一時転用として利用したいものです。場所につきましては、三条駅東側付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

55番は、嘉坪川2丁目地内の農地1筆、178㎡を売買により取得し、住宅1棟建築敷地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約4万3,000円あります。場所につきましては、市立嘉坪川保育所北側付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

56番は、柳沢地内の農地1筆、340㎡を売買により取得し、住宅1棟建築敷地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万5,000円あります。場所につきましては、県立テクノスクールグラウンド南側付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

57番は、西本成寺地内の農地1筆、388㎡を売買により取得し、住宅1棟建築敷地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万1,000円あります。場所につきましては、本成寺中学校北側で、農用地区分は第3種農地に該当してお

ります。

なお、いずれも書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第2調査部会長（31番長谷川清一委員）

議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』は、件数にして11件、面積にして1万1,951㎡で、47番、48番、49番、51番、52番、53番の現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりを決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については、県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（大桃会長）

続きまして、議第6号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（金子事務局長）

それでは、議第6号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて』ご説明申し上げます。

今月の申請は、15ページに記載してありますように1件であります。

議案中の番号1番は、被相続人は平成23年1月10日死亡され、相続人5人で協議の結果、平成23年9月16日、遺産分割協議が成立しました。農地の相続面積は、田

畑合わせて8,763㎡中、今回の相続税の納税猶予に関する適格者証明願いが出されました農地は5,694.41㎡で、農地として適正管理されております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第2調査部会長（31番長谷川清一委員）

議第6号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて』は、件数にして1件、1名の申請について、書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、すべてを農地として適正管理されており、適格者証明願いは適当と判断いたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり適格者として証明を与えることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（大桃会長）

続きまして、議第7号『農地の競売（買受）適格者証明願いについて』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（金子事務局長）

それでは、議第7号『農地の競売（買受）適格者証明願いについて』ご説明申し上げます。

今月の申請は、16ページに記載してありますように1件であります。

議案中の売却区分番号三条6-2番は、公売となる土地は福島新田の農地1筆、3,809㎡で、農振地域内の農用地区域内農地であります。公売日は平成23年11月7日から18日。見積価格は267万円であります。公売参加願い出者は1名で農業の方で、経営規模拡大を図るため願い出されたものであります。場所につきましては北陸自動車道栄パーキング西側付近の農地であります。

なお、書類及び現地確認、取得後のすべての農地を利用すること。機械、労働力、技術、通作距離、下限面積を超えているなどから、許可要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第2調査部会長（31番長谷川清一委員）

議第7号『農地の競売（買受）適格者証明願いについて』は、件数にして1件、1名の申請について書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、証明願い出者の経営面積や機械、労働力、技術、通作距離、下限面積などの許可要件をすべて満たしており、適格者証明願いは適当と判断いたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第7号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり適格者として証明を与えることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、適格者証明書の交付を受けた者が最高競落人となり、農地法第3条申請書を提出された場合、証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、許可相当とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

第2調査部会長さん、自席のほうへお願いします。大変ありがとうございました。

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略をいたします。

議長（大桃会長）

それでは、報第2号『農政対策部会の結果報告について』を部会長より報告を願いま

す。

農政対策部会長さんは、西代理の隣に着席を願います。

農政対策部会長（12番大橋正臣委員）

それでは、ご指名でございますので、私のほうから先日行われました農政対策部会の審議結果についてご報告をさせていただきます。

農政対策部会は、去る9月の総会で付託を受けました平成24年度三条市農林関係予算の要望についてを審議するため、去る10月の13日に会長と農政対策部会の正副部会長で打ち合わせ会議を行い、市長への要望項目を整理をいたしました。

そして、10月20日午後2時から厚生福祉会館第2集会室で農政対策部会を開会し、この付託案件を審議いたしました。

その結果、お手元に配付してあります報第2号の資料のとおり、11項目を精査し、市長に要望することといたしました。

本年度は、7月の新潟福島豪雨災害についての対応で早く作付ができるよう努めていただくこと。

また農地を適正に管理するためには農道、水路などの整備が重要であり、多くの要望があるにもかかわらず十分にこたえられていないのが現状であります。要望にこたえられるよう十分な予算措置をすること。

また果樹の病虫害対策やカラス、猿などの有害鳥獣防除対策費についてや、私たち農業委員の報酬引き上げを行うこと。

農業経営が一段と厳しい状況となっておりますので、農業を活性化させるためにも生産調整にかかわる大豆、ソバ、加工用米などの戦略作物への三条市独自の柱となる支援を市長に強く要望してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、この要望につきましては、来る11月の11日午前9時15分に大桃会長さん、西会長代理さん、農政対策部会の正副部会長3人、それに議会議員の森山委員さん、武石委員さんからもご同行いただき、計7名で市長に面会して提出する予定でございます。

その他で、農政対策部会では農業経営基盤強化促進事業の農用地の所有権移転に係るあっせん基準の取り扱いの最少面積についてを議題といたしまして、審議いたしました。あっせん基準では、5アールをあっせん最少面積と定めております。しかし、この5アールにこだわりますと1圃場の中が分筆され、数人の所有者がいて、1筆が5アール以下の場合には隣接地が取得できないことがあります。また、1圃場が東北電力の高圧電線の関係で細かく分筆されている場合など、5アールの農地が集まって現地は1圃場となっているが、あっせんができないなどが想定されます。これらは、経営基盤拡大や隣接地を取得した効率的な農作業の農地集積の弊害となると考えられることから、ただしとして、対象地が最少面積基準以下でも現耕作地と面的に接し、5アール以上となる場合及び小面積を合算し、5アール以上になる場合はこの限りでないの申し合わせ事項をつ

け、適用年月日を平成23年10月1日からといたしました。

以上で農政対策部会の報告を終わらせていただきます。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら、ご発言をいただきたいと思います。

それでは、ご発言がないようですので、「農政対策部会の結果報告について」終わります。

農政部会長さんは、自席のほうへお戻りください。ありがとうございました。

議長（大桃会長）

続きまして、報第3号から報第8号まで続けて事務局より報告を願います。

事務局（金子事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら、ご発言をいただきたいと思います。

ご発言がないようですので、報告事項を終わります。

来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第3調査部会長（6番金子良助委員）

それでは、来月、11月25日、第3調査部会を開催したいと思いますので、厚生福祉会館第2集会室でございます。関係委員の方、よろしくお集まりいただきたいと思っております。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は30日を予定しております。水曜日9時半よりということでございます。

それでは、長時間にわたってご審議をいただきまして、大変ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

午前10時21分 閉会

会議の曾末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

議事録署名委員（17番）

議事録署名委員（35番）